

## 平成 28 年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

### 1 目的

年末は、師走特有の気ぜわしさや、忘年会などで飲酒の機会が増えることに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 運動期間

平成 28 年 12 月 1 日(木)から同年 12 月 10 日(土)までの 10 日間  
(運動初日の 12 月 1 日は、「交通安全意識を高める日」)

### 3 スローガン

やさしさと笑顔で走る兵庫の道

### 4 推進テーマ

みんなで作る通学路の交通安全  
思いやる気持ちで守る高齢者

### 5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

### 6 運動重点

#### (1) 最重点

子供と高齢者の交通安全

#### (2) 重点

ア 飲酒運転の根絶

イ 夕暮れ時の交通安全

ウ 自転車の交通安全

エ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

### 7 運動重点等に関する主な推進項目

#### (1) 最重点（子供と高齢者の交通安全）に関する推進項目

通学中の小・中学生が交通事故の被害者となるなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占めていることから、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚と、子供や高齢者等交通弱者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

◆ 日常生活の中で、安全に道路を通行するための子供とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の推進

◆ 通学路等における子供の安全確保

◎ 安全に通学路等を通行するための子供とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進

◎ 通学・通園時間帯における街頭での子供に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底

◎ 通学路等を通行する車両の運転者に対する注意喚起のための広報啓発の推進

◆ 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識

とこれに基づく安全行動の促進

- ◆ 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ◆ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- ◆ 子供や高齢者等交通弱者に対する思いやりのある運転等の促進
  - ◎ 目前の子供や高齢者等交通弱者の危険な交通行動に対する声かけ運動の促進
  - ◎ 全ての年齢層に対する交通安全教育の推進による高齢者の特性の認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
  - ◎ 特に、高齢歩行者に対して、道路横断時のルール遵守と安全確認の徹底を図る活動の促進

## (2) 重点に関する推進項目

### ア 飲酒運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、運転者をはじめ、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り、飲酒運転を根絶する。

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの徹底
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせないための運転者教育の推進
- ◆ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動）の促進

### イ 夕暮れ時の交通安全

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没により視認性が低下し交通事故の多発が懸念されることから、車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい服装、反射材用品等の着用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

- ◆ 「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」広報啓発活動の実施
- ◆ 各種広報媒体を活用した、ライト点灯推奨時間の周知徹底
- ◆ 歩行者・自転車利用者の明るい服装、衣服、履物等、身の回り品への反射材用品等の着用の促進
- ◆ 対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用の励行
- ◆ 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

期 間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

#### ウ 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

◆ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日交通対策本部決定）を活用した交通ルール・交通マナーの周知と街頭指導の強化や交通安全教室等による安全利用の推進

◎ 子供の乗車用ヘルメット、幼児を幼児用座席に乗車させて運転する際のシートベルト着用並びに幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

◎ 自転車乗用の際の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底

※ 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○ 夜間はライトを点灯

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

◆ 自転車の点検整備の励行

◆ 車輪の側面への反射器材装着の促進

◆ ヘルメット着用に対する啓発の促進

◆ 自転車保険加入の義務化に伴う周知徹底

◆ 自転車運転者講習制度の周知徹底

#### エ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率が未だ低調であることから、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

特に、チャイルドシートは年齢が上がるにつれて、使用率が低下する傾向にあることから、幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用を呼びかける。

◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底

◆ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底

◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

#### (3) その他の推進項目

##### ア 歩行者の規範意識の向上

歩行者の事故では歩行者側にも赤信号無視などの違反に加え、「歩きスマホ」や交通に支障のある音量でのイヤホン使用等の「ながら行為」などが散見されることから、歩行者の規範意識の向上を図る。

##### イ 「ながら運転」の危険性の周知徹底

車両運転時にスマートフォンを注視するなどの「ながら運転」は交通違反であり、重大な交通事故につながる危険な行為であるということについて、周知徹底を図る。

#### ウ エコドライブによる安全運転の推進

二酸化炭素排出量を削減するエコドライブは、急発進や急加速をしないなど安全運転につながり、交通事故防止に役立つことから、エコドライブによる安全運転を推進する。

#### エ 先進安全自動車（ASV）の周知

先進安全自動車（ASV）は、衝突被害軽減ブレーキなど安全運転を支援する先進技術を搭載しており、その普及は交通事故防止に寄与することから、その周知を図る。

### 8 推進要領

- (1) 各推進機関・団体及び協働団体は、この運動が効果的に展開されるように兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等と相互の連携を図り、この運動を関係機関・団体に周知して、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、積極的な交通安全活動を展開する。
- (2) 各推進機関・団体及び協働団体は、県民の交通安全意識の高揚を図るため、各種広報媒体を有効に活用して、この運動の周知徹底に努める。

### 9 推進機関・団体及び協働団体別添のとおり

## 別紙 兵庫県交通安全対策委員会

### 【推進機関・団体】(順不同)

兵庫県議会	兵庫県商工会連合会	阪急電鉄(株)
兵庫県	神戸商工会議所	阪神電気鉄道(株)
兵庫県警察	兵庫県連合自治会	山陽電気鉄道(株)
兵庫県市長会	兵庫県連合婦人会	神戸電鉄(株)
兵庫県町村会	神戸市婦人団体協議会	(一社)兵庫県建設業協会
(一財)兵庫県交通安全協会	(公財)兵庫県老人クラブ連合会	兵庫県石油商業組合
神戸市	兵庫県経営者協会	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
各市町	兵庫県PTA協議会	(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
兵庫県教育委員会	神戸市PTA協議会	日本放送協会神戸放送局
神戸市教育委員会	兵庫県都市教育長協議会	(株)ラジオ関西
各市町組合教育委員会	兵庫県市町村教育委員会連合会	朝日新聞神戸総局
兵庫県公安委員会	兵庫県立高等学校PTA連合会	毎日新聞神戸支局
神戸地方検察庁	(一社)兵庫県私学総連合会	読売新聞神戸総局
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	兵庫県国公立幼稚園長会	産経新聞神戸総局
国土交通省近畿地方整備局	(公社)兵庫県保育協会	共同通信社神戸支局
厚生労働省兵庫労働局	兵庫県連合青年団	神戸新聞社
(独)自動車事故対策機構兵庫支所	兵庫県道路利用者協会	日本経済新聞神戸支社
西日本高速道路(株)関西支社	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会	時事通信社神戸支局
阪神高速道路(株)神戸管理部	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	サンテレビジョン
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	(一社)兵庫県トラック協会	兵庫エフエム放送株式会社
兵庫県道路公社	(公社)兵庫県バス協会	単位交通安全協会
神戸市道路公社	(一社)兵庫県タクシー協会	地区自家用自動車協会
兵庫県弁護士会	(一社)兵庫県指定自動車教習所協会	兵庫県高速道路交通安全協議会
(一社)兵庫県医師会	自動車安全運転センター兵庫県事務所	(一社)日本自動車連盟兵庫支部
(一社)神戸市医師会	軽自動車検査協会兵庫事務所	兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会
(公社)兵庫県看護協会	(一社)日本二輪車普及安全協会	地区地域交通安全活動推進委員協議会
兵庫県下消防長会	西日本旅客鉄道(株)神戸支社	

### 【協働団体】(順不同)

兵庫県商工会議所連合会	兵庫県駐車場協会連合会	西日本電信電話(株)兵庫支店
兵庫県商店連合会	兵庫県レンタカー協会	日本たばこ産業(株)神戸支店
神戸市商店街連合会	交通労連兵庫県支部	伊丹産業(株)
神戸市自治会連絡協議会	(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫支部	(一社)兵庫県鍼灸師会
(一社)神戸市老人クラブ連合会	兵庫県百貨店協会	県内郵便局
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会	兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会	新聞社
(社福)兵庫県社会福祉協議会	兵庫県小売酒販組合連合会	テレビ放送局
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	子育て応援ネット	ラジオ放送局
(社福)神戸市身体障害者団体連合会	兵庫県青少年団体連絡協議会	(一社)日本損害保険協会近畿支部
全兵庫個人タクシー事業協同組合	神戸市青年団体協議会	(株)損害保険ジャパン日本興亜
神戸個人タクシー事業協同組合	神戸市青少年育成協議会	三井住友海上火災保険(株)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫支部	日本ボーイスカウト兵庫連盟	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
神戸市民生活協同組合	(一社)ガールスカウト兵庫連盟	a u損害保険株式会社
兵庫県交通共済協同組合	兵庫県子ども会連合会	ジェイ・ディ共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合	日本赤十字社兵庫支部	東京海上日動火災保険(株)
兵庫県生命保険協会	各地区ロータリークラブ	
(一社)兵庫県自動車整備振興会	ライオン国際協会335-A、335-D地区(兵庫一円)	
兵庫県自転車軽自動車商業協同組合	全国共済農業協同組合連合会兵庫本部	
兵庫県軽自動車協会	兵庫県興行協会	